主 文

本件抗告を棄却する。

理 由

本件における原決定のように、訴訟手続に関し判決前にした決定は、刑訴法四三 三条一項にいう「この法律により不服を申し立てることができない決定」にあたら ないから、本件抗告の申立は不適法である。

よつて、同法四三四条、四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文の とおり決定する。

昭和五五年一〇月二八日

最高裁判所第三小法廷

Ξ	大	井	横	裁判長裁判官
_	昌		環	裁判官
己	正	藤	伊	裁判官
郎	治	田	寺	裁判官